

第 445 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 6 年 11 月 13 (水) 午後 2 時 29 分～午後 3 時 00 分
2 場 所 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 3 - 1
3 出席者 公益代表委員 4 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

都留会長 定刻になりましたので、ただいまから第445回東京地方最低賃金審議会を始めます。

主任賃金指導官 お手元のタブレットに格納してある資料の確認をさせていただきます。格納資料は、議事次第、座席表、第445回東京地方最低賃金審議会 資料と題した資料集、検討委員会報告書の 4 点です。

不備等ありましたら事務局にお申し付けください。

都留会長 続いて、委員の出欠状況について、事務局から報告をお願いします。

主任賃金指導官 本日は公益代表委員の村上委員、本田委員が御欠席でございますが、現時点で、委員定数18名のうち16名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数、全委員の 3 分の 2 以上、又は各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしておりますことを御報告いたします。

都留会長 それでは、審議に入ります。

議事 (1) の「特定最低賃金の改正決定等の必要性について」です。

特定最低賃金改正決定等の必要性につきましては、検討委員会で御審議いただいておりますが、検討委員会での結論が得られたとのことです。

検討委員会委員長の成田委員より検討委員会報告書の提出がございました。

成田委員から報告をお願いいたします。

成田委員 それでは御報告いたします。事務局は検討委員会報告書を読み上げてください。

賃金指導官 それでは読み上げます。

令和6年10月28日

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康 殿

東京地方最低賃金審議会 検討委員会 委員長 成田妙庫

検討委員会報告書

本検討委員会は、東京地方最低賃金審議会から付託された、「東京都鉄鋼業最低賃金」、「東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」及び「東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金」の改正決定並びに「東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び「東京都自動車小売業（新車）最低賃金」の決定にかかる必要性について、計4回にわたり慎重に審議を重ねてきたところである。

審議においては、当初より労使各側の見解の隔たりが大きかったため、公益委員としては労使のイニシアティブの発揮をお願いするとともに、労使の主張の隔たりを埋めるべく努力してきたところである。

しかしながら、それぞれ必要性ありとの決定を行うことについて全会一致での結論に至らなかったことを報告する。

なお、審議に当たった本検討委員会の委員は別紙のとおりである。

別紙は省略させていただきます。

以上です。

成田委員 検討委員会報告書の結論に至る経過について、私から御説明いたします。

東京地方最低賃金審議会では、令和6年9月13日に東京労働局長から諮問された「東京都鉄鋼業ほか2件に係る特定最低賃金の改正決定」並びに「東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業」及び「東京都自動車小売業（新車）」に係る特定最低賃金の決定の必要性の有無について、検討委員会を設置し、審議を行うこととなりました。

これを受けて、計4回にわたって検討委員会を開催し、審議を行ってまいりました。その経過について御報告いたします。

第1回検討委員会は、9月13日に開催し、検討委員会での審議の進め方について協議を行いました。

第2回は、9月19日に開催し、「東京都鉄鋼業最低賃金」、「東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」、「東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金」及び「東京都自動車小売業（新車）最低賃金」について、第3回は10月10日に開催し、「東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、それぞれ必要性に係る審議を行いました。

なお、第2回検討委員会では、「東京都自動車小売業（新車）最低賃金」について、「労側代表委員の補助として、業界の実情に精通した者1名」からの説明を、第3回検討委員会では、労側2名の参考人から意見聴取を行いました。

御協力をいただいた皆様には、改めて感謝の意を、労側委員からお伝えさせていただきますようお願いいたします。

そして、第4回検討委員会は、10月28日に開催し、それまでの審議内容を踏まえつつ、総括審議を行いました。

この間、労働者代表委員から、

- ① 特定最低賃金は、地域別最低賃金とは別の意義がある。各産業の魅力を生徒で確認し、業界の人材確保を図る意味で大きな役割を果たす。

長期間埋没している特定最賃を改正すれば、インパクトが大きく、全国最高の最低賃金となって、優秀な人材の確保が期待できる。

- ② 申出をした5業種はすべて、日本を支えている重要な業種である。このような重要な業種においては、現場を担う高度熟練技能労働者の存在が不可欠であるが、大企業であっても新たな人材を採用することが難しい。また技術の根源は中小企業にあり、技術を守るための差別化は必要である。産業の付加価値や仕事の内容にふさわしい水準の特定最低賃金を確立する必要がある。産業の魅力を伝えるだけでは、人手不足の解消は難しい。

- ③ 労働条件の改善、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国際競争の観点からも、他産業を上回る最低賃金が必要であり、特定最低賃金の改正・新設は必要である。
- ④ 申出をした5業種はすべて、基幹的労働者に占める労働協約適用労働者比率、労働協約適用労働者数、労働協約上の最も低い賃金額等、申出要件を満たしていることは尊重した審議を行ってほしい。
- ⑤ 特定最低賃金の改正・新設は、大手企業のみならず、労働組合がない企業への波及効果、未組織労働者の底上げも期待できる。
- ⑥ 特定最低賃金が小規模事業者等には重い負担になるという意見もあるが、経営が苦しい中でも賃金を上げていかないと人を採ることができない。特定最低賃金は労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化の価格交渉の根拠資料としても不可欠である。

など特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性が有りとの主張がなされました。

一方、使用者代表委員から、

- ① 特定最低賃金の必要性の理由として、人材確保を挙げているが、全産業で人手不足となっていることから、申出のあった特定の産業についてのみ、特定最低賃金を定めることで優位性を確保することに意義を見いだせない。
- ② 人材確保や離職対策として、賃金も重要な要素であるが、それよりも働きやすい環境、将来のビジョン、入社後の研修制度、福利厚生、公的職業訓練の充実強化等が重要である。
- ③ 申出時の労働協約締結企業は大企業も多く、こうした状況を踏まえると、大企業がイニシアティブを取り、中小企業が一体となって技術の向上に取り組むことや、価格転嫁に取り組むことで賃金水準や魅力の向上に取り組むことが行いやすい。特定最低賃金の引上げよりも、業界内の自助努力が優先されるのではないか。
- ④ 近年の地域別最低賃金の大幅な引上げの中、企業の支払能力を考慮すると、特定最低賃金により強制力をもって全体を引き上げてしまうと、産業の中で、重要な位置を占めている中小企業・小規模事

業者に重い負担を強いることにならないか。既存の労働者に残業が増えるなど、むしろ、業界の魅力が薄れることになりかねない。賃金水準の決定は、企業内労使の自主性に委ねることが基本である。

⑤ 東京に本社、他県に工場や事業所がある場合も多い。そのような場合、地域別最低賃金と特定最低賃金があることについて経営者の方でも理解が進んでおらず、そもそも特定最低賃金を知らない経営者も多い。

⑥ 特定最低賃金には地場産業の振興の意味もあると思われるところ、なぜ東京でと疑問な業種もある。

など特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性が無しとの主張がなされました。

労使双方の主張の相違点を巡って真摯な議論が展開されたところですが、労使の主張に歩み寄りはなく、申出のあった3業種の改正決定及び2業種の決定の必要性の有無について、いずれも、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しませんでした。

よって、その結果を検討委員会の報告として取りまとめたところです。以上です。

都留会長

ありがとうございました。

ただ今、特定最低賃金改正等の必要性について、成田委員から検討委員会報告書及び審議経過について御報告をいただきました。

各委員から御意見や御質問がありましたら御発言をお願いします。

まず、労側いかがですか。

大島委員

ほぼ、ほぼではないですね、報告どおりの結論で異議はないということでございます。一言申し上げさせていただきますと、まず検討委員会に携わっていただいた公益の委員の皆様、使用者側委員の皆様、そして事務局の皆様、労働側委員、数日間にわたっての審議に感謝申し上げます。

検討委員会、私も参加したんですが、その中の所感ですが、様々な問題・課題が見えてきた検討委員会であったかなと思っております。それは御一緒に審議に加わっていただいた公益委員の皆様、使用者側委員の

皆様、事務局の皆様、我々労働委員、すべて問題点・課題というのは認識されたかなと思っております。

その中で一番はやっぱり特定最低賃金は、地域別最低賃金と違って各業種個別の案件だということでありまして。大前提には関係労使のイニシアティブで決めていくということがありますし、我々メンバーは、地域専門部会と同じメンバーで臨んではいるんですが、それぞれの業種の立場としての出席・参加で臨んでおります。

関係労使という大前提があるからこそその全会一致が条件ということも非常に重要な部分であると思っておりまして、今回、数々、我々御指摘もいただきましたので、また来年度に向けて我々内部で協議していくと同時に、事務局の皆さん含めてみんなでこれからどうするということところを協議してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

都留会長

ありがとうございました。労側の他の委員の方、補足の御意見ありますか。よろしいですか。

続きまして、使側の御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

神委員

ありがとうございます。使用者側の主張につきましては、先ほど成田委員長から御報告をいただいたとおりですけれども、使側委員として検討委員会の審議に関わった立場から一言申し上げたいと思います。

検討委員会の場の中でも繰り返し述べてきたところではあるんですが、やはり我が国の産業構造の変化であったり、それから企業活動のボールドレス化等々を踏まえますと、そして地域別最低賃金がこの数年で急激に引き上げられている状況等を踏まえますと、東京都において限られた業種の特定最低賃金を改正する必要性というのは使側としては認めることができないということで、繰り返し申し上げてきたとおりでございます。

労側委員からは今もございましたけれども、地域別最低賃金と特定最低賃金の意義・役割は異なるという御主張を何度もお伺いしたところではございますが、この点につきましてはやはり立場の違いと申しますか、使側として歩み寄るということはなかなか難しかったのかなという印象を持っているところでございます。

いずれにしても、この結論は4回にわたる慎重かつ十分な議論・

審議の結果でありまして、全会一致を原則とする特定最賃の審議においては尊重されるべきものというふうに認識をしているところでございます。最後になりますけれども、検討委員会の公益の先生方、それから労働側委員の皆様、そして審議を支えていただきました事務局の皆様に改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。使側の他の委員の方、御発言ありませんか。よろしいですか。

労使双方から御意見をいただきましたが、申出のありました3業種の特定最低賃金の改正決定及び2業種の決定の必要性については、検討委員会報告書のとおり、本審議会の結論としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

それでは、ただ今の結論に基づきまして、東京労働局長あて答申したいと思います。

答申については、これから答申文案を作成いたします。

3分間程度、休憩とします。

(休憩)

都留会長

それでは再開します。

事務局から答申文案を配布し、読み上げてください。

(答申文案配布)

賃金課長

それでは答申文案を読み上げます。

初めに3業種の改正決定申出に係る答申を読み上げます。

令和6年11月13日

東京労働局長 富田望殿

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康

東京都鉄鋼業ほか2件に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年9月13日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しなかったため答申する。

記

東京都鉄鋼業最低賃金（平成24年東京労働局最低賃金公示第5号）

東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第2号）

東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第3号）

以上

続きまして2業種の新設決定申出に係る答申を読み上げます。

令和6年11月13日

東京労働局長 富田望殿

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業に係る特定最低賃金の決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年9月13日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しなかったため答申する。

記

東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

以上

令和6年11月13日

東京労働局長 富田望殿

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康

東京都自動車小売業（新車）に係る特定最低賃金の決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年9月13日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しなかつたので答申する。

記

東京都自動車小売業（新車）最低賃金

以上

都留会長

ありがとうございました。

ただ今の答申文案でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長

御異議なしということですので、局長に答申したいと思います。事務局は答申文の正本を作成してください。

（答申文手交）

賃金課長

ここで局長より御挨拶申し上げます。

東京労働局長

ただ今、会長から、令和6年度の特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性につきまして答申をいただきました。

9月13日に諮問させていただいて以来、検討委員会の委員の皆様を中心といたしまして、慎重かつ御熱心な御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

各委員の皆様方には、引き続き、東京地方最低賃金審議会の運営につ

きまして、御協力賜りますよう改めてお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

都留会長

ありがとうございました。

それでは、特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性について御審議いただき、本日、東京労働局長に答申したことから、東京地方最低賃金審議会検討委員会の任務は終了しました。

よって、東京地方最低賃金審議会運営規程第3条第2項により、同検討委員会を廃止することを議決したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

御異議なしとのことですので、本日をもって東京地方最低賃金審議会検討委員会を廃止することとします。

検討委員の皆様につきましては、ありがとうございました。お疲れ様でした。

続いて議事(2)「その他」に移ります。

皆様から何かございますか。

ないようでしたら、審議終了といたします。

最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長

次回の開催日程については、後日事務局より御連絡させていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。

都留会長

それでは、本会はこれにて終了といたします。

本日の議事録は審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は、私が、労側委員は、金子委員、使側委員は、大辻委員に確認をお願いします。

本日はお疲れさまでした。